

占用許可申請 【野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、 野洲川川田河川公園（いずれも守山市）】に対する意見書

■ 占用許可申請に対する意見書の提出

琵琶湖河川事務所より平成20年12月4日付けで、野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園の3施設に対して、占用許可申請に係る諮問が河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)になされました。

委員会審査が行われ、平成21年3月31日に琵琶湖河川事務所長へ意見書が提出されましたので、この提出された意見書について内容をご報告いたします。

■ 占用許可申請の概要



■ 野洲川小浜河川公園

1	施設の名称	野洲川小浜河川公園	4	主な施設	多目的広場、緑地広場、坂路
2	河川の名称	淀川水系野洲川	5	申請者	守山市
3	場所	守山市小浜町地先 (右岸1.2km付近から1.5km付近)	6	占用面積	17,268.60 m ²

■ 野洲川改修記念公園

1	施設の名称	野洲川改修記念公園	4	主な施設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場
2	河川の名称	淀川水系野洲川	5	申請者	守山市
3	場所	守山市笠原町地先 (左岸3.8km付近)	6	占用面積	23,097.01 m ²

■ 野洲川川田河川公園

1	施設の名称	野洲川川田河川公園	4	主な施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場など
2	河川の名称	淀川水系野洲川	5	申請者	守山市
3	場所	守山市川田町地先 (左岸5.3km付近から5.9km付近)	6	占用面積	34,152.40 m ²

野洲川小浜河川公園

平成21年3月31日

1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分析」に配慮した地元の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び抜水であり、設置されて以降、施設形態についての変遷はない。施設は利用者が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童を中心であるため、地域に密着した利用者の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用されやすいといえる。

施設は整備状況から十分に利用されているが、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息・生育環境を疊断方向に分断していることから影響があると考える。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地代替替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは施設を縮小すべき施設である。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、土地を供出した開削河川である経緯や地域の新しい要望がある現状を踏まえて、多目的広場の代替地が確保及び規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小が、利用を継続するひとつの万葉として、利用形態を「河川」とのわかれいを日指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要な代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかつた。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望が現を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことと考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ① 多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。
- ② 十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習などに活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。
- ③ 上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新による要望事項】
階段護岸を設置する際には、生物に十分配慮した構造とすること。

国土交通省 近畿地方整備局 沼森 ジュン 様
琵琶湖河川事務所長 沼森 ジュン 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 沼森 ジュン

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成20年12月4日付け国近整規占調第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要	
施設の名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 (右岸 1. 2km 付近から1. 5km 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、坂路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	17, 268, 60m ²

(1/3)

(2/3)

2. 検討の経緯	
平成20年12月4日 平成20年12月4日	意見照会書の受理 占用許可施設の現地調査 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
河川保全利用委員会 委員長 (尾崎漁河川事務所 文彦)	河川管理者による概要説明 申請者から占用許可申請説明書の聴取 委員による占用許可施設の審議 委員による意見書(案)の審議
3. これまでに提出した意見書	以上
	平成19年1月18日付け意見書

野洲川改修記念公園

平成21年3月31日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 江森 ジュン 様

河川保全利用委員会
委員長 (尾崎漁河川事務所
文彦)

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成20年12月4日付け国近整結占認第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要	
施設の名称	野洲川改修記念公園
場所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8Km 付近)
主な施設	ゲートボール場、サッカーフィールド、グラウンドゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	23.097 0.1m ²

(1/2)

(3/3)

記

1. 委員会としての判断・要望

占用許可申請施設は、伊野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサンカーポー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水質の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本來河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生態・生育環境の連続性を判断する基準から、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関する要望事項】

前回意見書（平成19年1月18日付け）で要望した駐輪場・駐車場の整備に関しては、当委員会へ報告がなされた検討結果に沿って、整備が遅延に実施されることを要望する。

2 検討の経緯

平成20年1月4日付	意見照会書の受取 委員会
平成20年1月4日	占用許可施設の現地調査 平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
平成21年1月22日	河川管理者による概要説明 中請者から占用許可申請説明書の説明
平成21年3月5日	委員会による占用許可施設の確認 委員会による意見書（案）の審議
3. これまでに提出した意見書	平成19年1月18日付け意見書

以上

(2/2)

野洲川川田河川公園

平成21年3月31日

国土交通省 近畿地方整備局 津森 シュン様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竹内 文彦占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成20年12月4日付け国近整整占調第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要	
施設の名称	野洲川川田河川公園
場所	守山市川田町地先 (左岸 5. 3km 付近から 5. 9km 付近)
主な施設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、坂路、管理道路
申請者	守山市
占用面積	34. 152. 40m ²

(1/3)

2. 検討の経緯

平成20年12月4日
平成20年12月4日
意見照会書の受理

委員会 占用許可施設の現地調査
平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
河川管理者による概要説明
申請者から占用許可申請認可書の説明
委員による意見書(案)の審議
委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書

以上

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷には設置されたものである。
主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設形態についての大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利害者の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、施設も行き届いている。また、駐車場に車を停め、低水護岸を降りて川遊びをする家族連れなども見られる。
占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生物の生息・生態系を含めた環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区间が長く、生物の生息・生育環境を縮減方向に分断していることから影響があると考える。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本米河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、現内地代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書(平成19年1月18日付)と同様であるが、前回意見書では、地域の要望や利用者の必要性が高い現状を踏まえて、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を繼續するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目的とした水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要な代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として候補できる報告ではなかつた。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行なうよう指導すること。
- ②緑地広場の現状はグラウンドゴルフ場として利用されていることから、緑地広場としての適切な利用のあり方について検討するよう指導すること。
- ③上記の意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関する要望事項】

- ①階段護岸を設置する際には、河川環境への影響を最小限に留め、また生物に十分配慮した構造とすること。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース
2009年3月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0844(代表) FAX:077-546-6840

ホームページ● <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozon/>

E-mail ● info@biwakokasen.go.jp